

# 2024年度の労災保険率と 雇用保険料率

労災保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮して、原則3年ごとに改定されています。2024年度は改定の年で、3年前の見直しで改定が行われなかったことから、今回は6年ぶりの改定となります。

## 2024年度の労災保険率等

### [ 労災保険率 ]

2024年4月からの労災保険率は、全体の平均では4.5/1000から4.4/1000となりました。54業種のうち、引き下げとなるのは17業種、引き上げとなるのは3業種です。主な変更業種は以下のとおりです。

業種	2018年度	2024年度	変化
林業	60/1000	52/1000	↓
食料品製造業	6/1000	5.5/1000	↓
木材又は木製品製造業	14/1000	13/1000	↓
パルプ又は紙製造業	6.5/1000	7/1000	↑
金属材料品製造業	5.5/1000	5/1000	↓
金属製品製造業又は 金属加工業	10/1000	9/1000	↓
電気機械器具製造業	2.5/1000	3/1000	↑
ビルメンテナンス業	5.5/1000	6/1000	↑

### [ 特別加入保険料率 ]

一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率の改正も行われ、25区分のうち、以下の5区分が引き下げとなります。

事業又は作業の種類	2018年度	2024年度
個人タクシー、個人貨物運送業者、 原動機付自転車又は自転車を使用 して行う貨物の運送の事業	12/1000	11/1000
建設業の一人親方	18/1000	17/1000
医薬品の配置販売業者	7/1000	6/1000
金属等の加工、洋食器加工作業	15/1000	14/1000
履物等の加工の作業	6/1000	5/1000

### [ 請負による建設の事業に係る労務費率 ]

労災保険料は、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額（以下、賃金総額）に、労災保険率を乗じて算定することを原則としています。

ただし、請負による建設の事業で事業の特殊性により、賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、賃金総額算定方法の特例が認められています。

この特例では、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額としますが、ここで用いる労務費率についても以下の引き下げの改定が行われました。

「鉄道又は軌道新設事業」：24% → 19%

「その他の建設事業」：24% → 23%

## 2024年度の雇用保険料率

2024年度の雇用保険料率は、2023年度から変更がなく、下表のとおりとなります。

事業の種類	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒 製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000